

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「VE提案要領」に関する質問・回答

番号	項目名 (タイトル)	箇所						質問内容	回答
		頁	数	(数)					
105	総則	1	1					「入札参加者は・・・機能・性能を低下させることなく、ライフサイクルコストを縮減し、建築物の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るため、VE提案を行うことができる」とありますので、VE提案は、機能・性能の確保、ライフサイクルコストの縮減、建築物の価値向上、サービス水準の向上の全てを満足させなければならず、コスト縮減が可能であっても、スペックダウンや省エネ性能の低下(BEI \leq 0.5を下回ること等)が生じてはならないとの理解でよろしいでしょうか。	VE提案におけるコスト縮減のための代替案の提案がスペックダウンにはあたらない場合もあると考えていますので、具体的な内容を個別対話やVE提案範囲の確認時に頂き、判断します。また、BEIについては目標であるため、BEI \leq 0.5を下回る提案も直ちに失格とはなりません。ZEBを目指す省エネルギー性能の確保については、「落札者決定基準P14 別紙 定量評価の手法 表6 ZEBの目標値の段階的評価と得点」において評価することとしているので、事業者においてZEBの目標値を総合的に判断の上、提案してください。
106	VE提案の範囲	1	3					VE提案の範囲で、仕様、性能、品質が低下するものを除くと記載されておりますが、コスト調整において事業目的を念頭においた上での原設計の性能・仕様を下回る提案は可能でしょうか。	具体的な内容を個別対話やVE提案範囲の確認時に頂き、判断します。
107	VE提案の範囲	1	3					イニシャルコストを縮減はVE提案の範囲にあたるかと考えてよろしいでしょうか。	イニシャルコストの縮減を含めたライフサイクルコストの縮減はVE提案の範囲に該当すると考えます。
108	VE提案の確認者	1	4					VE提案範囲の確認に委員会以外に基本設計者など県以外の第三者が参加あるいは助言をする予定はございますか。	本事業のアドバイザー業務を行う者が確認の支援を行います。
109	著作権	3	10					実施設計図書の著作権の帰属者を、設計業務に当たる企業としない理由をご教示ください。	設計業務に当たる企業は、事業契約の当事者ではないため、著作権の帰属先を事業者としています。
110	著作権	3	10					実施設計図書の著作権は、県、事業者に帰属するとされています。事業完了後、事業者であるSPCが解散した後は、著作権は県のみへ帰属することとなるのでしょうか。	県の他は著作権法、会社法に基づき権利処理することになります。